

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(2020年4月1日)

現 行	変 更 後
<p>第26条 (解 約)</p> <p>お客様が当社に解約の申出をしたとき、本口座は解約されるものとします。</p> <p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p><u>(8) お客様が、第31条に定める本約款の変更に同意しないとき。</u></p> <p><u>(9) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、第28条第3項に掲げる取引をいう。</u></p> <p>3.～5. (省 略)</p> <p>第31条 (改訂および承認)</p> <p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページもしくはマイページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p> <p>2.～3. (省 略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2019年11月11日</u></p>	<p>第26条 (解 約)</p> <p>お客様が当社に解約の申出をしたとき、本口座は解約されるものとします。</p> <p>2. お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(8) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、第28条第3項に掲げる取引をいう。</u></p> <p>3.～5. (現行どおり)</p> <p>第31条 (改訂および承認)</p> <p>本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページもしくはマイページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月1日</u></p>